

地方自治体の制度融資に関する考察

国立国会図書館 深澤 映司

今般の政策金融改革で政府系金融機関の組織や業務が見直されても、全国の地方自治体による中小企業向け制度融資がこの先拡大に向かうのであれば、整合性に欠けよう。制度融資については先行研究も乏しく、そのあり方を巡る議論を深めるためには、実態把握と客観的な分析が欠かせない。

制度融資は、自治体が民間金融機関に無利子で預託金を預け入れる「預託金方式」と、中小企業の借入れに信用保証協会が保証を付ける「制度保証」により支えられてきた。こうした枠組みは、1950年代以降、全国の自治体に拡がり、目的が多様化するとともに、メニューの数も増加した。しかし、2000年代に入ると、ペイオフの解禁等に伴い、預託金方式を取り止め、「利子補給方式」へと転換する自治体も、一部に現れている。

既存の統計から全国の制度融資の実態を的確に捉えるのは困難であるが、一定の工夫を施せば、大まかな実態把握は可能である。制度融資の利用企業から見た借入金利の低下幅を企業が支払う保証料率と比較すると、前者が後者を上回っており、制度融資は中小企業への事実上の所得移転に相当すると考えられる。そして、その裏側では、個々の自治体が、預託金の機会費用のほか、信用保険の非カバー部分に関する損失補償、信用保証協会への出捐（出資に相当）等の形で、財政上のコストを負担している。本研究では、これらのコストのうち、預託金の機会費用に影響をもたらす預託金の拠出額に着目し、その決定要因を過去のデータに基づき定量的に分析してみた。その結果、個々の都道府県が、地域経済の低迷や金融機関貸出の消極化を背景とした制度融資への需要増に対応して、預託金を増やしてきたことが確認できた。ただし、そうした行動に、各都道府県が財政の健全性の低下に応じてブレーキをかけていたという形跡は、認められなかった。

実証分析の結果から懸念されるのは、財政の健全性を問題視される自治体が、預託金の拠出を中心に過大なコスト負担を行い、財政状況を一段と悪化させる可能性である。こうした悪循環が生じやすい背景として、預託金方式の下で、自治体の財政コストに納税者の監視が行き届きにくいことなどが挙げられよう。したがって、今日なお多くの自治体が採用している預託金方式の制度融資には、適切な施策とは言い難い面がある。また、自治体が預託金方式以外の手法（利子補給方式等）を選択しても、所得移転が分権的な形で行われる限り、地域間リスクシェアリング等の観点からは問題が残る。そうした問題が看過できない場合、国が全国を対象とした施策として中小企業への所得移転に取り組むのも、一案であろう。そして、その際には、金融的手法と財政的手法のどちらが受益者による政府組織の「抱き込み」等を回避する上で望ましいのかという視点が、重要となる。